

「産業データサブワーキンググループ」

第1回議事要旨

【概要】

- 日時：令和6年5月30日(木) 14:00-16:00
- 場所：オンライン会議

【議事要旨】

1. 開会

2. 経済産業省あいさつ（牛山審議官）

- 我が国は2019年G20大阪サミットで信頼性のある自由なデータ流通「DFFT」を提案し、DFFTに関する国際的な議論を主導的にリードしてきた。昨年我が国が議長国を務めたG7のデジタル技術大臣会合、広島サミットの議論を通じて、DFFT具体化のための国際的枠組みIAP(Institutional Arrangement for Partnership)をOECD下に設立することが合意された。
- 個人データのDFFTについては様々な議論が積み重なってきた。近年は、産業データに関する議論が盛り上がり、特に欧州では、データの包括的な利活用に向けたデータ戦略が策定され、データ法、GAIA-X等の産業データ流通に向けた取組が政策レベルで強力に進められ、個別例でも、バッテリー規則、デジタルパスポート等の欧州規制への対応が求められる。国際的な産業データ流通の活発化に伴い、他国からの不当なガバメントアクセスにより日本企業のデータや技術が流出する懸念も生じている中で、産業データに対するセキュリティ確保への関心も高まっており、データ流通に対する信頼性確保の方策の議論も必要となる。
- 国内のDFFT議論として、デジタル庁主導で国際データガバナンス検討会が昨年度に新設され、この検討会の下で、経産省としては特に産業データにフォーカスする形で、産業データサブワーキンググループを立ち上げた。産業データを国際的に共有あるいは利活用していく際、越境移転に伴うリスクと、それに対する企業が取り得る対策としてどのようなものがあり得るのか整理し、企業向けのマニュアルの策定に繋げていければと考えている。実態に基づく意義のある情報提供となることを目指し、委員の皆様のご知見を戴きながら、また忌憚ないご議論をいただきながら、より良いものにしていきたい。

3. 座長御挨拶（生貝座長）

4. 委員御挨拶

5. 議事

(1) サブワーキンググループの趣旨・今後の進め方（経済産業省・事務局）

(2) ディスカッション

- 事務局資料の通り、経産省から様々なガイドラインが出されているため、今回のガイドラインと既存のガイドラインの関係を示すと理解しやすく、他のガイドラインとの相乗効果も出てくる
- 事務局資料で、「産業データ」と「非個人データ」という用語が使用されているが、文言を整理・明確化してほしい
 - ◇ 本検討のスコープとなる産業データには、個人データに該当するものもその裏表の概念である非個人データに該当するものも含まれ得、非個人データと産業データは同義ではないという理解。（経済産業省）
- 写真等のコンテンツに関して、著作権で保護されているデータとして AI 学習との関係で足元議論されているが、こういった情報をスコープに入れるとまとめにくくなる懸念がある
 - ◇ 本検討のスコープとするデータの種類や性質については是非委員の方でご議論いただきたいが、企業が保有するデータ全般をスコープとし、何かを特出して排除しない方が、汎用性の高いアウトプットになるのではないかと考えている（経済産業省）
- 「データ」と「情報」という言葉の定義に関して、営業機密等の情報が漏れることは弊社も意識しているが、法令によっては電子機械的に読める形式のものをデータと言っており、どのように言葉を使うのが正しいか気になっている。また弊社では、機械の稼働実績が越境規制で日本に移転できないと事業が止まる懸念があるが、どのようなデータに着目するのか明確に見えてくると良い
- データの性質に応じて適用される法規という記載があるが、これは各国の国内法上の規制を念頭に置いているという理解か
 - ◇ 各国の国内法の理解である。どの国で規制が課されるのかがリスクの炙り出しに効いてくると考えている。また規制の強度のようなものが、リスク評価にも影響する認識となる（経済産業省）
- 本検討は最終的には国ごとに整理するのか。同じ措置でも、背後にある各国の政治環境で生じるリスクは異なり、例えば、中国と欧州では同じ措置でもインパクトが違う。リスクの程度に着目すると、各国の政治環境に配慮する必要もある
 - ◇ 国によって措置の効果や強度が異なると理解しており、基本的には国ごとに整理していく。どこまで具体的な対応を書ききれるかはケースバイケースになる（経済産業省）
 - ◇ データ越境移転の実態とリスクを把握する上で、まずは本日ご提示したパターンごとに整理を進める。各国法による差分については、期間内で完全な網羅は難しいと思いつつ、可能な限り議論の中で論点・詳細を吸い上げていきたい（事務局）
- ガバメントアクセスと情報開示に関して、良い措置と悪い措置があり、公益として社会にとって良いガバメントアクセスや情報開示もあれば、濫用しているような措置もある。措置の良し悪しは、分析にどのように考慮されるのか
 - ◇ 制度の良し悪しまで整理分析するのは時間の関係もあり想定しておらず、各国にこういった制度が存在することを所与として、それに対する対応策を検討して行くところが主となる認識（経済産業省）

- ビジネス実態やユースケースに応じたリスク可視化及び、重み付けをするアプローチは、企業に行動実践につなげてもらう上で、非常に意義のあるやり方と感じる。抽象的なリスクだけ提示すると、企業は過度に萎縮しやらなくなる、また逆にリスクを無視する場合もあり、実態に沿った整理・提示は重要となる
- 検討の中で、誰の目から見た、どのようなリスク化掘り下げていく必要がある。個人情報の場合、データ主体の権利侵害やそれに伴う企業レピュテーション棄損など、比較的分かりやすい一方で、産業データの場合、企業が守りたいデータが漏洩することはリスクだが、競合他社にデータが取られてしまうような典型的ケースを除き、個社の利益の観点でなぜガバメントアクセスや越境移転規制などがリスクになるのか、個人情報ほど明確ではない。場合によって、個社の利益にとどまらない、中長期的な産業競争力や、国際ルールなど、より公益的な観点も念頭に置く必要があるかもしれない。特にガバメントアクセス(GA)では「GA されても競合他社に取られなければ良い」という話も多く聞こえ、リスクと考えるのか、それとも是認すべきものなのか、良い GA と悪い GA の論点も含めて、どこで区別するか評価も必要かもしれない。また、最近よく議論される経済安全保障も、個社の利益とは別に、公益の観点から、企業の情報を出すべきではないといった議論になる。企業の持つデータに関して、個社ビジネスの利益の話をしているのか、より広い公益的な観点を議論しているのか整理が必要となり、後者の場合、企業に対するメッセージの出し方は工夫が必要となる
- 今回の検討が、単なるコンプライアンスの負担増という印象を持たれてしまうと勿体なく、よりデータを利活用していく上でのヒント、という見せ方が重要。データ共有のあるべき姿と、それを進める上で注意すべき越境移転規制やガバメントアクセスの問題を調和的に議論していくことが重要。各国法の掘り下げとも関係するが、各国の関連法制はここ数年急増している中で、情報の陳腐化・賞味期限という問題は意識する必要がある。今回の検討を長期にわたる意味のあるものにしてしまうと、あまり具体的にしてしまうと、規制やビジネスモデルの変化等が色々ある中で賞味期限が短くなってしまふ一方、一般論すぎると我が事と受け取りにくく、一般と具体のバランスをどうとっていくのか、ある種のモデルや思考フレームワークをうまく整理していくことが必要となる
 - ◇ ご指摘のとおり、本検討は DFFT を起点とした議論であることから、当然データを DFF、すなわち国際的に利活用するためにはどうすべきかということが主眼にあることを改めて強調しておきたい。ある意味、DFFT の T の部分のツールに資する情報を取りまとめていくものと捉えている（経済産業省）
- 組織論・ガバナンスの視点も大事となる。リスクと対応が分かっても、誰が情報を収集し、誰が責任を持って対応するのか、組織設計や作業フローがある程度明確にできていないと実務が回らない。打ち手を各企業が実践するときに必要な組織設計やガバナンスについても、企業取組を促すメッセージが入ると良い
- 保有者、利用者、保管者という区分をしてデータフローを考えることは、ビジネスの実態が非常に理解しやすいが、規制対応という観点で見た際に紐づきがあるか、明確にできると良い
- データ越境移転パターンのインダイレクトモデルにおいて、真ん中にプラットフォームが介在する N 対 1 対 N のパターンと、より分散型でプラットフォームの監視も介さない N 対 N の形もありうる
- データ越境のパターンにおいて、企業がデータを置く場所を選べる前提でリスクを分析している認識となるが、少し将来のことを考えると、企業がデータを置く場所を選べない・選ばせてもらえないことが起こりうる。事務局資料で欧州データアクトや電池規則等も記載されているが、市場参入の要件として特定のデー

タ標準、あるいは特定プラットフォームが求められることもあり得る。またデジタル証明・トラストに関連する欧州 eIDAS 法なども出てきている中、データの扱い方自体に規制がかかることもあり得る。データをどこに置くかというリスクと少し類型が異なる可能性があり、整理して議論を進める必要がある

- 自動車業界で顕在化している事例として、欧州電池規則でバッテリーパスポートとしてカーボンフットプリント等の開示を求められ、それをしないとビジネスの参入できないということが起きている。また、その開示要請に応えるためのデータが取れない、というリスクにも直面している。電池規則では、カーボンフットプリント、人権デューデリジェンス状況等の開示が求められるが、電池のサプライチェーンの上流には中国の素材・パーツメーカーも存在しており、中国の側からデータが開示されないと、求められる情報開示ができず、市場参入ができないリスクもある。電池規則だけではなく、将来的にはエコデザイン規則のデジタルプロダクトパスポートも関連してくる。こうした事業の制限が起きるといった新しい動きもあることも認識・反映いただけると良い
- 経済学者のナレッジとして、契約やガイドラインに全ては書き込めないで、誰が調整して決めるかを定めることがリスク管理の方法である、ということがある。データ越境時のトラブル・リスクに対して、問題に対する政府のガバナンス・仕組み構築は最終的には必要であり、記載に含めた方が良いのではないかと
◇ 皆様にご議論の上、成果物に明示的に書いていくかも含めて引き続き検討させていただきたい（経済産業省）
- データの定義に関して、もちろん企業の持つデータをどうしていくかも重要だが、産業データといった際に実際に中国の間でよく問題になるものに地図情報やゲノム情報も含まれる。そういった原理的なデータを明確にする意味でも、データ分類には含めるべきと考える。そうすることで、データと情報の区別の仕切りも見通しが良くなると感じる
- 一般と具体のバランスが重要で、かつ、難しい。網羅性や分類論は突き詰めると議論・整理が膨大となるため、既存ドキュメントとの位置づけを明確にしつつ、企業が相手と契約等を行う際に、全部担保されるということではなく、気づきが得られるということだけでもプラスと感じる。一方具体として、1つ2つでも相手国や相手企業をある程度具体的に示し、留意すべき事柄・ワークプランを示すことも良いと思う。経産省のプライバシー・ガバナンス検討会等でも似た構成となっており、参照されると良い
- 組織・体制の部分はとても重要だと考える。ただし、議論を突き詰めると企業の組織論全体に寄ってしまう、組織に加えて人材ケイパビリティの定義等も含まれるため、場合によっては体制を検討すべき論点・課題が列挙されている、というものでよいと思う
- 個人情報データをスコープにするかに関して、個人情報だけでも企業が日々悩んでいる大きな検討領域となり、入れるべきだとは思いますが、複雑性が増すのであれば、BtoC や IoT データを扱う中で、個人情報規制の該当性を判断するプロセスを入れて、該当しない場合に触れないことも一案と考える
- リスクの特定・管理について、ISO 31000 リスクマネジメントという著名な国際規格があり、例えば情報セキュリティ目的の ISO/IEC 27001 (ISMS) という規格は ISO31000 を前提にしている。その辺りの規格も踏まえて議論することが重要となる

- 国内データ流通と比較して、越境データ流通に特化したリスクを議論するのか
 - ◇ 国内のみのデータ流通はスコープに入れず、越境特有のリスクを検討する方針（経済産業省）
- データを渡す相手が A 国か B 国かでも状況が変わるため、ユースケースの適切な深掘りが必要。ユースケースを考えるのは難しいが、1 枚の平面図にはならないような印象を受ける
- オブジェクトが存在して初めてリスクが特定されるため、何がオブジェクトなのか意識あわせする必要がある
- 事務局資料に記載の「データの性質」というのは何を指しているのか
 - ◇ 語弊がありそうなのであえて「分類」という言葉を使わなかったが、そのデータがこういった種類のものかという想定で使用している。分類論を議論したいわけではないが、検討スコープを認識合わせする上で、個人データか、知的財産かといった、データの種類を列挙させていただいた（経済産業省）
- 越境にかかるリスクとして、データ移転・事業活動の制限と、データの強制的な開示にフォーカスすることは妥当と思う。データの強制的な開示では、営業機密の提出が強いられると、企業競争力が低下する懸念もある。開示の目的や手段が合理的か、営業秘密の漏洩防止措置が取られているかなどによって企業のリスクの程度は変わってくるため、そういった観点も含めてリスク可視化できると、企業の意思決定に資すると思う
- 法令等でデータに対してユーザーのアクセス権や第三者への共有などが求められると、日本企業にとっての対応負担が少なくない。各国の制度によって日本企業が産業データについて課される義務や影響が可視化されると、企業の事業検討に有益と思う
- データ越境のパターンとして、意図しないデータ越境の予防策と対応手段も必要となる。自社と直接の契約関係にない第三者のデータの取り扱いでトラブルになる可能性もあり、準拠法や裁判管轄などの論点も出てくる。裁判管轄まで細かく成果物に書くかは検討次第かと思うが、企業にとっては有用と思う
- 暫定版資料では、保管者が B 国から C 国にデータ移転するパターンがあったが、最終版では削除されていた。その意図を確認したい
 - ◇ いくつか移転パターンを示す上で、分かりやすさの観点から最もシンプルなケースを取り上げた。データを預けた先でさらに越境移転するリスクもあり得るため、具体の実例議論の際にそういったリスクも取り入れて検討いただきたい（事務局）
- 個人情報に関して、企業にとっては、個人情報か否かの判断が難しい場合がある。例えば、氏名が入ってなくても、何月何日にどの部署の従業員がエレベーターの保守に行ったといった情報があれば、社内の情報を照らし合わせると、個人が特定される。こういったケースでも個人情報だと社内では指摘されている。本検討では個人情報も産業データに含まれているという可能性があるという前提で進めるべきと考える
- リスクの詳細検討の中で、データ越境移転に制限をかけるそもそもの政策的根拠というのが何なのか、それがどれだけその国の元々の目的に叶ったものになっているか、それから他国の経済的利益に対して、そのような制限がもたらしうる影響なども視野に入れるとよい

- ユースケースは、例えば自動車データの移転に課される制限を調査することは一考である。最近はそのような措置がいくつかの国で実施されているので、この分野に限って、例えば影響を受けるデータ一覧表の作成等を行うと、他の分野においても1つの参考になりうる
- リスクを正しく理解し、リスクの範囲内でデータを利活用してビジネスを広げていこうというスタンスが、企業にとってはメッセージとして非常に重要かと思うので、明示的に表現すべき。組織・ガバナンスの視点も重要で、製造関連データが規制の対象になっていく流れの中、本社と工場のシステムが体系的に繋がっていないケースが多くの日本企業で見受けられる。欧州ではデータ連携は多くの場合人を介在させずにシステムとして回していくことが想定されているが、日本では人が介在することがリスクに繋がっている面がある。そのようなリスクにどう対応するかも触れられると良い
- 本SWGは、企業のリスク・ロスを最小化するマニュアルを作るのか、それとも、より良い制度・仕組み・規範を、諸外国との交渉も想定しながら考えるのか、どこに向かって走っていくのか確認したい
 - ◇ 一義的には、企業に向けたマニュアル策定を目的に、本年度内に取りまとめを行い、当該マニュアルを公表していきたい。その過程で、ご指摘いただいた規範的な部分に関する議論も付随的に論点を提示いただいた上で、継続検討や論点を親会に連携・提言するなど、有効な対応を検討させていただきたい（経済産業省）
- 法学の観点からすると、DFFTに関する議論は、これまでは、ガバメントアクセスとデータローカライゼーション規制への対応が2大論点だった。これらは引き続き難しい問題だが、概ね国際的に対策の方向性・フレームワークが醸成・共有されつつある。他方で、電池規則やエコデザイン規則、データ法等のデータの開放・共有を強要するルールは、ここ数年、急速に議論と法制整備が進んでいる。そこにどう対応すれば良いのか、対応するためのデータが手に入るのか、といった認識を深めていく必要がある。また企業の実際の対応において困難があるのであれば、中期的には政策的な対応の必要性も検討も必要となる
- 本検討の成果物を作る上では、具体と抽象のバランスを図る必要があり、ユースケース選定は非常に重要となる。リスクは産業や進出国によって大きく異なり、ここ数年で大きく変わり始めているため、実態把握含めて検討を深めていきたい

6. 閉会（事務局）